

## 第8回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成21年10月5日(月)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市自治基本条例骨子案について

議題2 その他

### ■前文について

- 江南市発展の歴史の中に平和運動が位置づけられて、市民に支持されて取り組まれてきた。国際平和都市宣言は削除せず、市民の判断でどうするかを決めてほしい。
- 江南市には公明選挙都市宣言、交通安全都市宣言もある。国際平和都市宣言だけを掲げるのではなく、「国際平和・協力の推進」を加え、江南市民憲章を主体とする形にしたものである。
- 市民中心の条例だから、市民が今まで取り組んできたことを大事にして、それが今後も生かされるという方向が前文ではないか。
- 「これまで人々の長年にわたる努力によって、かけがえのない文化や自然」となっているが、ここに「社会」をどのようにつくってきたのかが入ってもよい。市民がこれまで築いてきた江南という社会の特徴を挙げるならここで扱える。
- 宣言は市の姿勢を示すものである。基本条例については、課題として何を選別して挙げるかということは難しい。
- 平和だけでは唐突な考え方である。文化までまとめて、「平和で文化的な社会を」としてはどうか。
- 従来、多くの市民は無関心であったと思われることから、原文で出されたものの方がすっきりする。課題の方で残しておいてはどうか。
- ごみ減量も政治的な取り組みとして他の市町村に影響を与えた運動であるから、本来は社会的な運動として取り上げておくべきものである。
- 「かけがえのない文化や自然」のあたりに、皆で助け合いながら協力するというニュアンスで抽象的に社会的特徴を挙げることにしたい。
- 「暮らしに最適な」とあるが、「暮らしに適した」と穏やかな表現にしてはどうか。
- 「こうした課題解決のための一策として」とあるが、「こうした課題解決のために」でよいのではないか。
- 「市民活動中心の国際交流・多文化共生を通しての国際平和」と市民活動中心に限定しているが、市も含めた全員であることから、「市民活動中心の」を削除したい。

### ■総則について

#### ■自治の基本原則について

質疑、意見はありませんでした。

## ■市民、事業者等の権利・責務について

○市民の責務が「自治の主体であることを自覚し、政策形成等の過程やまちづくりに参加するに当たっては」と参加した場合の条件になっている。参加するか否かは挙げなくてもよいのではないか。

## ■協働によるまちづくりの推進について

○地域の自治力の向上は、町内会だけでなく市民によるものである。町内会を意識的に入れることもあるが、「市民、区・町内会、NPOなどは、地域課題の解決のために地域自身でできることは自主的な参加のもとに」としてはどうか。一般的な形としては、「市民、区・町内会、NPOなど」としておけば全部入る。区・町内会では少し狭いのではないか。

○新しいまちづくり協議会的なものをつくり、助け合っていくような形に表現する必要がある。

○まちづくり組織は、区・町内会、地縁組織団体、広く言うとまちづくりのための市民活動団体、NPOとした方がよい。市民活動団体だと全部含む表現になる。

○江南市は保守的な市だと感じる。狭い意味でとらえたら示された文章表現でよい。大きな意味では「協働によるまちづくりの推進」で考えていけばよい。

○従来型の行政との協力組織である区・町内会がこれからも幅を利かすのはまずいのではないか。

○地域の自治力という広い概念を区・町内会という狭いところへ入れると従来型になってしまう。自治力は市民全体がとるような仕組みにしていかなければならない。

○新旧の市民がうまく溶け合っていくためには、区や町などという市長から委嘱された従来型のやり方をもっと広げる必要がある。経験豊富な人が地域力を高めるのに主役になって出てくるように組織を広げないとだめである。

○市民のための自治基本条例だから、それぞれの地区がやっていけるように幅広くした方がよい。

○この条文のポイントは一元的な議論ではなく、地域ごとの自立性という自治、別の言葉で言えば都市内分権である。

○まちづくり組織の運営に「市民に開かれた組織運営に努めることとし、必要に応じて他組織と協働しながら」とある。これを踏まえるなら、地域の自治力の向上については、むしろ都市内分権的な、地域のことで書いておいた方がよい。

○区・町内会は行政からは独立したものであり、それぞれの地元で選出された区長・町総代の行政協力員としてお願いしている。

○委嘱された区長に市民と行政が対等との意識がないのではないか。

○地域の公共性、代表制がいかなる住民基盤の上に成り立つのかについては、まちづくり条例にもあるように自治組織に公共性を見出す方が実質的である。

○今後 10 年を考えた場合、市の施策としては学区を重視するのか、都市内分権的な施策などの展望はあるのか。

○都市内分権的なものはあると思うが、まずは地域組織における自分たちの決定力が

必要ではないかと考える。

- 区・町内会がしっかりと運営されて次のステップまでいくことを見通してこれでスタートしたとするならイメージとしてはわかりやすい。まちづくり組織の運営において運営の仕方をはっきりさせていくなら整合する。地域の自治力の向上には、各種地域団体を加えることとしたい。

### ■市政運営の原則について

- 前回、文章の最後部分を統一したが、市民に問題意識を喚起するには「しなければなりません」の方がよい。読む側の意識も違ってくることから、この三項目については「しなければなりません」にしてほしい。

### ■議会・市長及び市の執行機関・市職員の責務について

- 議会は、一般質問の録画配信、会議録等、公開を原則としている。
- 議会、市長、職員が自治基本条例を守ることをどこかに表現できないか。
- 職員は、任用時において職務に忠実に執行する旨の宣誓を行い、法律を順守することになっている。

### ■権利救済制度について

- 多様化する中で少数の市民が不利益を被った場合、市民の立場として、救済までいかななくても何らかの対策が必要である。
- 現在、不服申し立て、審査請求、市長への手紙において対応している。含めた条例は少ないが、重要な項目であることから、検討はしなければならないと考えている。
- 現在の制度をこの表現に合わせてここに入れてはどうか。
- 現実に制度としてあるものは、入れなくてもよいと考える。
- 市長への手紙に対する回答は、個別に意見や提案を寄せられた人にしかわからない。全体的にかかわるようなことについては、対応方法を公開してはどうか。
- 市長への手紙については、代表的なものをホームページ等に掲載し報告している。
- 現在の制度を通して誠実に対応するとした方がよい。
- 制度として表現するのではなく、市長及び市の執行機関の責務に「市長及び市の執行機関は、市民の市政に関する苦情等を公正かつ中立な立場で解決し、市民の権利利益の保護や権利の救済等を整備するように努めます。」として加えてはどうか。
- 現実に実施していることなら入れておけばよい。

### ■住民投票制度について

- 最近では18歳以上というのが大勢である。総数に対する割合については50分の1が多く、厳しいところで30分の1である。6分の1というのは市民の権利を守っていないのではないか。
- 近隣市町の例も踏まえて考えていく。

## ■行政評価について

## ■財政運営について

質疑、意見はありませんでした。

## ■みんなのまちづくりについて

- 前文の内容と項目の順序が統一されていないのではないか。
- 整理していく。

## ■国や他の自治体との連携

### ■条例内容の検証について

- 「市長は」では狭すぎる。「市民及び市は」でよいのではないか。
- 市民は一人でもよいことになるため、「市は」としてはどうか。
- 条例の実効性の確保について、見直しの機会が限定されるような気がする。市民が参加する評価委員会等での検証や他条例との整合性を図ることも含めて書いておくわけにはいかないか。
- 運用時にしっかりと行う必要がある。第三者を含めた見直し委員会等を設置することについては、付帯事項的に行う方法もある。
- 条例の見直しについては、市民参加のもとに検証することになっているものもある。
- 「社会情勢と適応しているかなどの検証を市民を含めて行い」という形はできる。
- 実際に検証するに当たっては、何らかの具体的な検証方法が必要ではないかと考える。
- 必要なものは最初から列記しておく必要がある。
- 「市」に「市民も含めて」ということを入れておくことにしたい。

## ■その他

- 本日、御意見をいただいた骨子案については、政策会議を経て、江南市議会全員協議会において協議がなされた後、検討委員会にフィードバックし、シンポジウムへと臨んでいく予定である。